

[一覧へ戻る](#)

1227 島根県原子力安全顧問の自己申告状況について(平成26年度分)

平成 27 年 5 月 19 日
原子力安全対策課
奈良 省吾
TEL : 0852-22-5931
FAX : 0852-22-5930
Mail : gen-an@pref.shimane.lg.jp

島根県原子力安全顧問設置要領（以下「要領」という。）第 5 条第 3 項で定める島根県原子力安全顧問に係る下記の自己申告状況について、要領第 5 条第 4 項に基づき別紙のとおり公表します。

記

（自己申告の内容）

- 1 平成 26 年度中における顧問個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附の状況
- 2 平成 26 年度中における顧問の所属する研究室等を卒業した学生の原子力事業者等への就職状況

注) 「原子力事業者等」とは、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉メーカーであって、いずれも商業目的の施設に係る者に限る。

（参考）

今回公表する自己申告は、要領第 5 条第 3 項に関してのものであり、同条第 1 項の、いわゆる顧問の欠格事項についてものではありません。

欠格事項に関する自己申告については、顧問委嘱時（顧問の任期は 2 年。再度委嘱する場合は委嘱の都度）及び第 5 条第 1 項の事由が発生した場合に、顧問は知事に対して行うことになっています。



[\[別紙\]自己申告の状況\(38KByte\)](#)



[島根県原子力安全顧問設置要領\(69KByte\)](#)



[島根県原子力安全顧問名簿\(71KByte\)](#)

[一覧へ戻る](#)